

平成 25 年度

再生可能エネルギー推進条例制定特別委員会

調査研究結果報告書

平成 26 年 2 月

豊田市議会

目 次

1	設置の経過	1
2	調査研究事項	1
3	委員会開催状況と内容	2
4	調査研究結果	2
5	提 言	6
6	おわりに	8
	【 資 料 】	9

平成26年2月20日

豊田市議会議長

杉 浦 弘 高 様

再生可能エネルギー推進条例制定特別委員会
委員長 日 恵 野 雅 俊

再生可能エネルギー推進条例制定特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、平成25年5月14日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、平成24年度に執行部で策定された「再生可能エネルギー導入指針」と協調しつつ、市内のエネルギー資源を最大限に生かせるような条例を制定するため、他自治体事例調査やパブリックコメント等を実施し、調査研究を行い、下記のとおり調査結果をまとめた。

その結果について報告する。

記

1 設置の経過

- (1) 平成24年度に設置された議会活性化推進特別委員会において、住民の視点から市の抱える課題及び条例制定までの仕組みづくりについて活発な議論が交わされ、豊田市議会が取り組むべき政策条例について、各委員から様々な意見が出された。
- (2) 平成25年3月8日に議会活性化推進特別委員会の調査研究結果報告書が議長に提出され、策定すべき政策条例として、多くの市民の賛同が得られ、独自性、実効性が見込まれる「再生可能エネルギー推進条例」が提言された。
- (3) 平成25年5月14日の本会議において、上記の提言事項を調査研究する再生可能エネルギー推進条例制定特別委員会が設置され、次の11名が委員に選出された。

青山さとし、安藤康弘、太田博康、鎌田ひとみ、古木吉昭、清水郁夫、
羽根田利明、原田勇司、日恵野雅俊、深津眞一、光岡保之
- (4) 同日開催の委員会において、委員長に日恵野雅俊、副委員長に清水郁夫を選出した。

2 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「平成24年度に執行部で策定された『再生可能エネルギー導入指針』と協調しつつ、市内のエネルギー資源を最大限に生かせるような条例を制定するため、他自治体事例調査やパブリックコメント等を実施し、調査・研究する」を踏まえた、再生可能エネルギー推進条例について調査研究した。

3 委員会開催状況と内容

	期日	内容
1	平成25年 5月14日(火)	・正副委員長互選
2	6月19日(水)	・平成24年度議会活性化推進特別委員会の提言について ・調査研究事項について ・年間活動スケジュールについて ・次回以降の開催日程について
3	6月28日(金)	・豊田市再生可能エネルギー導入指針について ・次回以降の開催日程について
4	7月17日(水)	・再生可能エネルギーの現状と課題(勉強会) ・再生可能エネルギー推進条例について ・委員の派遣について ・次回以降の開催日程について
5	8月9日(金)	・報告事項について ・再生可能エネルギー推進条例について
6	9月3日(火)	・行政視察の意見交換
7	10月1日(火)	・再生可能エネルギー推進条例について
8	10月18日(金)	・再生可能エネルギー推進条例について
9	11月11日(月)	・再生可能エネルギー推進条例について
10	11月18日(月)	・再生可能エネルギー推進条例について
11	11月26日(火)	・再生可能エネルギー推進条例について ・パブリックコメントについて
12	平成26年 1月16日(木)	・パブリックコメントについて
13	1月29日(水)	・パブリックコメント結果について ・調査研究結果報告書(素案)の検討
14	2月13日(木)	・調査研究結果報告書(案)の検討

4 調査研究結果

条例(案)作成の主な流れ

条例(案)は、平成19年度議会課題検討特別委員会における議員提出議案提出に向けた取組に関する提言やこれまで条例策定に携わった特別委員会の運営方法等を踏まえ、次の過程で作成した。

(1) 現状把握・情報収集

環境基本条例や環境を守り育てる条例など、豊田市がこれまで進めてきた施策を検証するとともに、再生可能エネルギーの現状と課題に関する勉強会や豊田市が策定した再生可能エネルギー導入指針について執行部と意見交換を行うなど、豊田市

の現状を把握した。

また、他自治体の条例制定状況を情報収集し、他自治体の事例を効果的かつ効率的に現状把握し内容分析を行うために、主要な規定項目を自治体ごとに比較することができる表形式の資料を作成した。（別添資料参照）

（2）基本構成・骨子

先進事例である他自治体の条文も参考にしながら、豊田市の再生可能エネルギー導入指針の実効性を担保するために必要と考えられる項目の選定作業を行い、条例の基本構成及び大まかな内容（骨子）の素案を作成した。

（3）条文作成

基本構成及び骨子の内容を精査した上で、具体的な条文（素案）を作成した。

（4）事前確認・調整

法制執務の視点から、総務部法務課へ事前に確認・調整し、条例（案）と法令との適法性、整合性について、内容の精査を行った。

（5）素案の作成・公表

事前確認・調整の結果を踏まえて、条文を修正し素案を作成した。素案は、議会報（平成25年12月臨時号）、市議会ホームページ等を活用して、平成25年12月15日から平成26年1月15日まで、市民に公表し意見聴取を行った。

（結果（意見の概要及び豊田市議会の考え方）については、市議会ホームページにて公表予定）

◎参考：意見聴取結果

○提出件数：9通、16件

（ホームページ：3通、FAX：3通、Eメール：2通、郵送：1通）

○主な意見

- ・目的について
- ・定義について
- ・基本原則について
- ・共通の責務について
- ・施策の基本方針について

（6）素案の検討

素案の公表により提出された意見を参考に、執行部へも確認を行いながら、内容を検討した。

（7）素案の完成

素案を本特別委員会にて最終確認し完成した。

行政視察による調査

■ 神奈川県鎌倉市の取組

(1) 概 要

- ・鎌倉市では議員提案の条例で「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例(平成24年7月9日 条例第10号)」が制定された。
- ・提案者が少数会派の1会派であったため、平成24年2月定例会では、採決に至らず改めて6月議会において再提案され付帯決議付で可決された。条例の形態は理念条例であり、今後推進計画等を作成し再生可能エネルギーの導入促進を図ることである。

(2) 所 感

- ・少数会派の神奈川ネットワーク・鎌倉が、条例制定に際し多くの市民コンセンサスを得るため説明会を開催し、市議会の存在価値を高める努力は高く評価する。しかし、条例は成立させることが目的ではなく、それを裏付けとしていかに市民のための施策が実施され、市民生活が向上することが本来の目的である。したがって、苦労されて条例を可決されたことは評価するが、それが今後執行部の施策展開に結びつかないが、最大の問題である。そのことを思うと、議員提案条例の場合全会一致の可決が望ましい。
- ・鎌倉市の市民の理解を得ながら進められた今回の条例制定は、鎌倉市民は、大いに期待感を持っていると思う。
- ・豊田市議会は、議会改革の一環として、議員提案の政策条例を目標に特別委員会が2年がかりで進めてきた。そのテーマ選定についても会派内で意見集約したものを持たせたものを特別委員会で議論を重ね決定してきた。その過程の中で、執行部側とも協議をして本テーマに絞り込んだものである。今後は、市民理解を得るために条例制定の目的を明確にし、市民参加が得られる条例とすべきである。
- ・鎌倉市民は、省エネルギーには大いに興味を示しているが、再生エネルギーには興味を持っていないとの説明があった。豊田市は、条例制定の軸足をどこに置くのか明確にする必要がある。

■ 大阪府大阪市の取組

(1) 概 要

- ・平成14年8月「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」策定。
- ・平成21年3月法律改訂「地球温暖化対策の推進に関する法律」にて政令都市に「地球温暖化対策実行計画」の策定、取組を義務付けられた。
- ・平成23年3月「おおさか環境ビジョン」を策定。
- ・平成23年10月「大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例」制定。
- ・大阪市の責務・事業者の責務・市民の責務を明記した。その中で再生エネルギーの導入及びエネルギー使用の合理化を盛り込んだことが特徴といえる。条例の形態は、理念条例であるが具体的な取組項目が記載されている。

(2) 所 感

- ・本条例は、温室効果ガスの削減をめざし理念だけではなく具体的な取組項目が記載されており、策定に際しては大阪府条例との重複を避けるなど、理解しやすい制度設計がなされている。
- ・市民に身近な政策条例は、条例－施策展開－実効性の仕組みが確立し機能していないと条例の意味をなさない。豊田市議会がめざす政策条例は、理念条例から一步踏み込んだ実行条例である。そのためには、執行部側とよく事前協議を重ねていくことが大切である。豊田市は、既に「再生可能エネルギー導入指針」が昨年12月に発表されていることから、その指針をもとに政策条例の骨子を作成していくかなくてはならない。
- ・大阪市の資料によると、地球温暖化に影響を及ぼしている二酸化炭素の濃度は年々増加しており平成24年には観測開始以降初めて400 ppmを超えたとのことである。豊田市は環境政策を全面に掲げているが、本来の目的である二酸化炭素の排出抑制が不明確になっていると感じる。

■ 滋賀県湖南市の取組

(1) 概 要

- ・湖南市の「湖南市地域自然エネルギー基本条例」については、主旨は、地域の自然エネルギーは地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図ることを目的としている。
- ・その条例をもとに事業展開として、市民共同出資で太陽光発電所を設置している。さらに売電収益については、出資した市民に対し、地域商品券を発行して、地域の活性化を図っている。
- ・条例の形態は、理念条例である。

(2) 所 感

- ・地域における自然エネルギーの活用という「地域」を意識した条例であるため地域資源・地域内循環を意識させるような条例と感じた。特に太陽光の発電所を市民の共同出資で設置したことや売電益は地域商品券を発行して地域内の経済循環をさせ、地域の活性化をするというユニークな事業を展開している。また市民が参加することで環境問題や再生可能エネルギーの意識の高揚にも効果的である。
- ・豊田市は、市議会提案の条例でどこまで具体性を持たせるかが課題である。実際に施策展開する執行部がどこまで踏みこんでいけるのか、そのためにも提案した議会が最大限のチェック機能を果たしていくことが求められる。
- ・また、低炭素社会の推進だけではなく、自然エネルギーを地域活性化につなげるなどを重視した条例である。地域の資源を生かして、地域の中で循環させるためのルール作りで、湖南市が条例制定をし、市民が社会貢献しながら(出資金が商品券になる)目的がはっきりしているから制度もしっかりとしていると感じた。

5 提 言

本特別委員会の設置目的を踏まえて作成した条例（案）は以下のとおりとする。

豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）の基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの導入の推進に関し、基本原則を定め、並びに市、事業者及び市民の共通の責務を明らかにするとともに、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策の基本方針を定めることにより、低炭素社会の実現を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

◎本条例制定の目的を明らかにしたものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等を活用して永続的に得られるエネルギーをいう。
- (2) 低炭素社会 地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出が最小化された社会をいう。

◎ 本条例で使用している用語の定義について規定しています。

（基本原則）

第3条 再生可能エネルギーの導入の推進は、再生可能エネルギーが環境への負荷の低減に寄与する安全で安心な地域資源であることに鑑み、市民生活の向上、市民経済の発展及び地域の活性化に資するよう積極的に行わなければならない。

◎ 再生可能エネルギーの導入を推進する基本的な考え方を規定しています。

（市、事業者及び市民の共通の責務）

第4条 市、事業者及び市民は、基本原則にのっとり、経済性に配慮しつつ、再生可能エネルギーを優先的に導入し、かつ、それぞれの事業活動及び日常生活において活用するよう努めなければならない。

◎ 市、事業者及び市民の共通の責務を規定しています。

(施策の基本方針)

第5条 市は、基本原則にのっとり、かつ、次に掲げる基本方針に基づき、再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策を実施するものとする。

- (1) 市内に所在する事業者による再生可能エネルギー事業への参画を促進すること。
- (2) 市民、地域及び事業者による再生可能エネルギーの導入を支援すること。
- (3) 公共施設及び市有地への再生可能エネルギーの導入を推進すること。

◎ 市は、これらの方針に基づき再生可能エネルギーの導入を推進する施策を実施していきます。

(財政上の措置等)

第6条 市は、再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

◎ 市は再生可能エネルギーの導入を推進するために必要な予算の確保等を行うこととしています。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

◎ 本条例に関する必要な事項は、市長が決定することとしています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 おわりに

豊田市議会初の「政策条例」として議員提出条例「豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（案）」を作りあげることができたのも、委員全員の努力によるものと感謝する。

平成24年度に設置された議会活性化推進特別委員会において、住民の視点から市の抱える課題や条例制定まで活発な議論が交わされ、制定すべき政策条例として「再生可能エネルギー推進条例」が提言された。それを受け、本特別委員会では、平成25年5月14日の本会議において設置されて以来、委員間で十分な議論ができる環境を整え、調査研究を進めることができたと評価している。

また、特別委員会では、すでに同類の条例を制定している鎌倉市、大阪市、湖南市を視察し、素案をまとめてきた。行政視察をした3市を始め、全国では8市で条例制定がなされており、それぞれ独自の取組が行われていた。特に鎌倉市は、豊田市と同じく議員提出条例であり、可決制定されるまでの困難さを感じられた。

一方、豊田市では、平成24年度に執行部で策定された「再生可能エネルギー導入指針」があり、この指針と協調しつつ、市内のエネルギー資源を最大限に活かせるような条例制定をめざし、自治体事例調査やパブリックコメント等を実施してきた。

その結果、パブリックコメントには、9通、16件の貴重なご意見をいただいた。これも市民が環境、省エネルギー、再生可能エネルギー等に高い関心を持っていることの証しであると感じた。また、執行部との十分な意見交換と実務に関する調整を経て、提案した条例が制定されることが今後の円滑な運用に必要なことだと考える。

今後は、執行部においても本条例制定を契機に具体的な運用基準を示し、取り組まれることを期待するところである。

【 資 料 】

再生可能エネルギーを推進する条例の制定状況

No.	市名	前文	目的	定義	基本理念	市の責務	事業者の責務	市民の責務	連携の推進	意見の反映	計画の策定	施策の推進	表彰	学習の推進	基金	委任	その他
1	鎌倉市	○	第1条 第2条			第3条	第6条	第7条	第9条	第4条	第5条	第8条	第8条			第10条	
2	飯田市	○	第1条 第2条			第5条	第7条	第6条									
3	多治見市	○	第1条 第2条			第7条	第6条	第5条	第3条	第4条						第8条	
4	新城市	○	第1条 第2条			第3条	第4条	第6条(事業者の役割) 第7条(再生可能なエネルギー事業者の役割)	第5条	第9条	第8条					第10条	
5	湖南省	○	第1条 第2条			第3条	第4条	第5条	第6条	第7条						第9条	
6	大阪市	○	第1条 第2条			第3条	第4条	第5条	第6条	第7条						第17条	
7	土佐清水市	○	第1条 第2条			第3条	第4条	第5条	第6条	第7条						第9条	
8	唐津市	○	第1条 第2条			第6条	第3条	第4条	第5条	第8条						第13条	

※ は議員提出で制定した自治体